

【CRAYONKIDS 病児保育 利用規約】

住所 鹿児島市荒田 1 丁目 21-23-102

第 1 条（名称）

本保育所の名称を「CRAYONKIDS 病児保育」（以下、病児保育という）とする。

第 2 条（所在地）

病児保育は鹿児島市荒田 1 丁目 21-23-102 に設置する。

第 3 条（目的）

（ 病気の急性期 ）であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第 4 条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、病児保育は、武井内科と連携・協力して保育を行うものとする。

第 5 条（病児保育の方針）

- 1) 利用対象は 0 歳から小学校 6 年生までの児童で、（ 病気の急性期 ）であり、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難な方、医療機関により病児保育の利用に際し許可が出た方を対象とする。
- 2) 定員は 3 名とする。但し、感染予防の観点から感染症の種類によってはお預かりをお断りする場合がある。

第 6 条（利用方法）

- 1) 利用時間・閉所日は次のとおりとする。

①月～土の間の 5 日間（基本月～金）の午前 8 時 00 分～午後 17 時 00 分とする。

※利用時間は、諸都合により変更することがある。

②利用当日は原則 8 時よりお預かりする。利用には医師記入の医師連絡票兼利用申込書を必ず持参する事とする。

③日祝、年末年始や CRAYONKIDS 保育園の休園日は閉所となる。

- 2) 予約は次のとおりとする。

①予約前日までに、予約専用ダイヤル（080-8570-8575）にて平日 8 時～17 時での予約申し込みを受ける。

②予約のキャンセルは利用当日の午前 8 時 30 分までとする。

③予約が満杯の際はキャンセル待ちの申し込みを受ける。

④当日利用希望の際は状況によりお断りさせて頂く場合がある。

- 3) 利用申請は次のとおりとする。

①初めての利用の場合は、原則利用日前日までに事前登録を済ませておく。当日利用の場合は病院受診をして「医師連絡票兼利用申込書」を提出することとする。

②利用当日は以下のものを提出する。

- ・事前登録票(事前登録がお済みでない方) *在園児は不要
- ・医師連絡票兼利用申込書
- ・母子手帳
- ・保険証のコピー
- ・与薬依頼表、お薬手帳もしくはコピー(必要な方)
- ・病児保育記録兼連絡票

4) 利用終了後(児童のお迎え)は次のとおりとする。

- ①保護者は病児保育が提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ず連絡をする。
- ②両親以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

第7条(緊急時の対応について)

- ① 預かり時間内に必要な対応を行うことがある。
- ② 病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合は園医またはかかりつけ医に、スタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。その際必要な検査(採血など)処置(点滴など)をすることがある。

第8条(利用料金など)

- ① 基本料金は1日1000円とする。午前のみ預かりの場合も1000円とする。(在園児・卒園児・職員の子は無償とする)
- ② 17時を超える延長料金は30分毎に600円とする。
- ③ 着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。用意したものに不足が生じ、やむをえず病児保育が調達したものについては別途料金を徴収する。

第9条(料金の支払方法)

利用料金の支払いは、預かる際に1000円の預かり金を徴収し清算する。

第10条(秘密保持)

病児保育に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第11条(補償制度)

病児保育を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、病児保育の責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第12条(利用制限)

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ② 自然災害による注意報や警報などが発令され保育が困難な時
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高い時

- ④ 病児保育の保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤ 本利用規約に同意しない時
- ⑥ 利用時間を厳守できないとき
- ⑦ 園が病児保育室の利用が相応しくないと判断した時

第13条（保護者の義務）

児童の保護者は、病児保育を利用する間、「事前登録票（在園児は児童票）」に記載した緊急連絡先に園医またはかかりつけ医が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第14条（規約の変更）

本規約の変更は病児保育が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上の利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和 年 月 日

利用児童 保護者名

利用児童名
